

国立大学法人東京農工大学外国人語学教員等の雇用に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学外国人語学教員等の雇用に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>(退職手当) 第5条 外国人語学教員等への退職手当は、支給しない。 (新設)</p> <p>第7条 外国人語学教員の任期は、勤務実績を勘案した評価を行ったうえで、雇用契約終了の際に、1回に限り更新することができる。 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、前項の雇用契約の終了の際に、必要と認められる場合には、任期を定めずに雇用契約を更新することができる。 4 (略) 5 (略)</p> <p>(諸手続き) 第9条 外国人語学教員等に係る諸手続きについては、<u>関係チーム</u>の協力のもと行う。</p>	<p>(退職手当) 第5条 (略) 2 <u>前項の規定にかかわらず、第7条第3項の規定により、任期を定めずに雇用契約を更新した外国人語学教員の退職手当については、任期を定めずに雇用契約を更新した日から国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(第8条第3項、第4項及び第9条から第11条までの規定を除く。)</u>を準用するものとする。この場合において、同規程中「<u>俸給月額</u>」とあるのは、「<u>月次年俸の基礎となる俸給月額</u>」、「<u>職員</u>」とあるのは、「<u>任期を定めずに外国人語学教員</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第7条 (略) (現行どおり)</p> <p>(諸手続き) 第9条 外国人語学教員等に係る諸手続きについては、<u>関係部署</u>の協力のもと行う。</p>	

附 則 (24 教規程第 7 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。